

契約・解約トラブルなんでも 110番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する 5 月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成 7 年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも 110 番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：平成 29 年 5 月 15 日（月）午前 10 時～午後 3 時
弁護士：6 名（午前 3 名、午後 3 名）消費生活相談員：6 名

2 相談件数

30 件（来所相談 11 件 電話相談 19 件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	6 件	被服品	2 件
商品・一般	4 件	工事・建築・加工	2 件
教養・娯楽品	3 件	修理・補修	2 件
車両・乗り物	3 件	その他	8 件

4 主な相談事例

- (1) 契約した自動車が納車日に納車されなかったのに、オートローンの 1 回目が引き落とされてしまった。契約解除したい。 (50 歳代 女性)
- (2) カルチャー教室に受講申し込みをしたが、家族に反対されたので、翌日解約の電話をかけたところ、15 万円の教材費を請求された。 (30 歳代 女性)
- (3) 自宅に突然雑誌が送られてきて、年間購読料を請求された。申し込んだ覚えがないと伝えると、「申し込みを受けている」と、自分のハンコが押された申込書が FAX で届いた。 (40 歳代 男性)

5 過去の開催状況

平成 26 年度（5 月 19 日）	32 件	（来所相談 3 件 電話相談 29 件）
平成 27 年度（5 月 25 日）	26 件	（来所相談 7 件 電話相談 19 件）
平成 28 年度（5 月 16 日）	33 件	（来所相談 19 件 電話相談 14 件）